ご加入方法

手順 その①
お申し込み
［加入者］

インターネットの場合

https://zenken-hr.or.jp/rousai

郵送・FAXの場合

「加入申込書」「身分証（免許証など住所を確認できるもの）」のコピーを下記住所に郵送もしくはFAXでお送りください。

〒102-0084
東京都千代田区二番町3-5　麹町三葉ビル3階
一人親方あんしん労災事務局　宛

FAX 03-4330-6190

手順 その②
費用のご案内
［協会］

ご希望の給付基礎日額と加入希望日より費用を計算し
ご連絡させていただきます。

手順 その③
お支払い
［加入者］

費用をご希望のお支払い方法でご決済ください。
※年度更新時は口座引落によるお支払いも可能です。

手順 その④
加入申請
［協会］

管轄の労働基準監督署へ加入申請をいたします。
オプションをご希望いただくと即日番号通知や翌日加入が可能です。
※健康診断が必要な場合は仮加入となり、受診後に正式加入となります。

手順 その⑤
会員証送付
［協会］

労働保険番号の記載された
デジタル会員証（PDF）をお送りいたします。
※カードタイプ会員証はオプション追加いただいた方のみの
発行となり、ご郵送には2週間程度いただいております。

※特定業務に従事されている場合、健康診断を受診していただく場合があります。　※既にケガや病気に罹られている場合、加入日を遡ることはできません。

厚生労働省承認
一人親方あんしん労災保険
0120-305-961

一般社団法人全国建設人材協会
一人親方あんしん労災事務局
〒102-0084　東京都千代田区二番町3-5　麹町三葉ビル3階

FAX　：03-4330-6190
MAIL　：support@zenken-hr.or.jp
URL　：https://zenken-hr.or.jp/rousai
営業時間　：平日9:00～18:00　土日祝10:00～15:00



厚生労働省承認
一人親方あんしん労災保険

建設業で働く「一人親方」のための労災保険登場！

労災保険とは

労働者が仕事中、通勤時にケガをした場合に保険給付を受けることができる国の保険制度のことです。
この制度は「原則」として労働者を対象としているため、一人親方や会社の役員など「労働者でない人は対象外」になってしまいます。しかし、対象外とされた人の中でも、労働者と変わらない環境で、働いている人はたくさんいます。そこで、これらの方々にも労災保険を受けることができるように、特別に設けられた任意保険が「一人親方等の特別加入制度」です。
この「特別加入制度」に加入するためには、「特別加入団体」を通じて申し込みをする必要があります。
特別加入団体を事業主、一人親方等を労働者と考えて、保険に加入するというというイメージになります。

特別加入の対象者

- ☑ 会社に雇用されず、個人で仕事を請け負っている方
- ☑ 特定の会社グループに所属しているが、その会社と雇用関係にない方
- ☑ 法人の代表だが、労働者は使用していない方

上記のいずれかに該当する**建設業を営む一人親方**及びその**家族従事者**が特別加入の対象者です。建設業であれば特に職種の限定はありません。

職種例
土木　建築　大工　左官　屋根　管　屋根　電気　防水　水道施設　舗装　機械器具施設　とび　内装　板金　鉄筋
解体　塗装　造園　道路　建具　水道　タイル・れんが・ブロック　など

補償内容

給付の種類	給付の事由	給付の内容	特別支給金
療養補償	療養を必要とするとき	療養に必要な費用	–
休業補償	療養のために仕事をすることが出来ずに休業するとき	給付基礎日額の6割を休業4日目から支給	給付基礎日額の2割を休業4日目から支給
傷病補償年金	療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず傷病等級に該当するとき	給付基礎日額の1級313日分から3級245日分の年金	一時金（1級114万円から3級100万円）
障害補償年金	傷病が治った後に身体に障害が残ったとき（障害等級1級から7級）	給付基礎日額の1級313日分から7級131日分の年金	一時金（1級342万円から7級159万円）
障害補償一時金	傷病が治った後に身体に障害が残ったとき（障害等級8級から14級）	給付基礎日額の8級503日分から14級56日分の一時金	一時金（8級65万円から14級8万円）
介護補償	傷病年金または障害年金受給者のうち等級が1級または2級の方	介護費用（上限あり）	–
遺族補償年金	死亡したとき	遺族の人数に応じて、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	一時金300万円
遺族補償一時金	死亡した方に遺族補償年金を受ける遺族がいないとき	給付基礎日額の1,000日分の一時金	一時金300万円
葬祭料	死亡した方の葬祭を行うとき	給付基礎日額に応じて42万円から120万円	–

特別加入の費用

＜入会時＞

入会金　3,000円
月会費　1,000円×加入月数
労災保険料　給付基礎日額に応じた額（加入月による）



4月から3月まで1年間加入する場合

＊補償の内容は、給付基礎日額によって異なります。＊給付基礎日額は、ご自身の収入に見合ったものをご選択ください。

※年度途中で加入の場合、月割計算いたします。

給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料
3,500円	21,709円	12,000円	74,460円
4,000円	24,820円	14,000円	86,870円
5,000円	31,025円	16,000円	99,280円
6,000円	37,230円	18,000円	111,690円
7,000円	43,435円	20,000円	124,100円
8,000円	49,640円	22,000円	136,510円
9,000円	55,845円	24,000円	148,920円
10,000円	62,050円	25,000円	155,125円



＜補償例＞ 加入状況：給付基礎日額10,000円で加入（35歳男性、妻と子供が1人）

●労災事故で60日間休業した場合
・治療費全額支給　・456,000円＝10,000円（給付基礎日額）×8割×(60日－3日)

●労災事故で7級の障害が残った場合
・1,310,000円給付（年金）＝10,000円（給付基礎日額）×　131日
・1,590,000円給付（一時金 障害特別支給金第7級）

●労災事故で死亡した場合
・2,010,000円（年金）＝10,000円（給付基礎日額）×201日　・3,000,000円（一時金 特別支給金）
・615,000円（一時金 葬祭料）＝10,000円（給付基礎日額）×30日＋315,000円

一人親方も人生は一人じゃない！
大切なご家族のために
保険は絶対必要！



厚生労働省承認
一人親方あんしん労災保険

まずは、お問い合わせください！
一人親方あんしん労災事務局
0120-305-961
営業時間：平日9：00～18：00　土日祝10:00～15:00